

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

- ◎プレハブの物置・車庫等の確認申請手続きについて
- ◎大河原土木事務所管内の建築確認申請関連市町窓口について



● プレハブの物置・車庫は、建築確認「不要」と勘違いしていませんか。

プレハブ物置・車庫、コンテナハウス、ユニットハウス等を建築する場合、工事着手前に建築確認申請手続きが必要です。

プレハブ、コンテナハウス等は建築確認不要と思われる方、**まちがい**ですので建築確認申請の手続きを行って下さい。

○ 建築物とは・・・

「建築物」とは、建築基準法で定義されており、土地に定着する工作物のうち、屋根、及び柱もしくは壁を有するもの(これに類するものを含む)となっておりプレハブ・組立式物置や車庫・コンテナ・ユニットハウス・廃車バス等も建築物となります。屋根があって壁や柱と見なされれば建築物です。

また、土地に定着するとはアンカーなどで基礎に固定する場合や基礎がなくても木杭に番線等で固定している場合及び水道や電気をつなぐなど容易に移動できないと見なされる場合は、確認申請が必要になります。

● どのような場合建築確認が必要となりますか。

- ① 宮城県内に新築する場合は面積の大小にかかわらず確認申請が必要です。また、増築で延べ面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。ただし、防火・準防火地域、例えば、白石市の一部では1㎡でも必要です。
- ② 工事中仮設建築物、災害応急復旧用建築物は確認を必要としません。
- ③ 構造が仮設的(プレハブ等)であっても②に該当しなければ確認が必要です。

具体例

【新築する場合】(面積の大小にかかわらず確認申請が必要です。)

- 例1 空地や畑に耕作用道具を入れる3㎡の組立式物置を新築する場合
- 例2 コンテナやバスを建築資材倉庫・事務所や店舗とする場合
- 例3 家庭菜園の休憩小屋を建築する場合
- 例4 空地にアルミ製のカーポート5㎡程度の新設
- 例5 空地に3㎡程度のたこ焼き・アイスなどの店舗を新築する場合

【増築・改築・移転する場合】

- 例5 増築・改築・移転で延べ面積が10㎡を超える場合
- 例6 準防火地域内での3㎡の増築する場合
- 例7 アルミ製のカーポートやベランダの増築が10㎡を超える場合
- 例8 プレハブ・組立式事務所の増築が10㎡を超える場合
- 例9 プレハブ・組立式たこ焼き・アイスなどの店舗の増築が10㎡を超える場合

● その他 注意点

POINT1 設計・工事監理には、**建築士の資格が必要な場合があります。**

構造・規模により異なります。
木造の場合は、50㎡を越えるもの（建築士法施行条例）
木造以外の構造の場合は、30㎡を越えるもの（建築士法）

POINT2 建築場所による**垂直積雪量以上の製品を選定して下さい。**

なお、大河原土木事務所管内の垂直積雪量は、ホームページ
宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所でご確認下さい。
(例) 大河原町・柴田町：垂直積雪量＝40cm

POINT3 構造等は**建築基準法**で定められています。

建築確認申請が不要な規模でも、自重、風圧力、地震力、積雪加重等に対して、基礎、柱、はり、壁等有効に配置して、建築物全体が安全であるようにしなければなりません。

POINT4 申請の流れは

大河原土木事務所に申請する場合は、建築班となります。

①建築確認申請→②審査と併行に消防同意※→③確認済証交付
→④着工→⑤工事完了→⑥完了検査申請→⑦検査→
⑧検査済証交付→建築物使用

※ 消防同意の不要な場合：防火地域及び準防火地域以外の専用住宅
又は併用住宅(住宅以外の部分の床面積の合計が延べ面積の1/2
以下かつ50㎡以下のもの)

POINT5 大河原土木事務所管内の相談窓口は

大河原土木事務所管内の場合の県・市町相談窓口は次のとおりです。

			TEL	
県	大河原土木事務所	建築班	0224-53-3918	
市町	白石市	建設課	建築住宅係	0224-22-1326
	角田市	建築住宅課	施設建築係	0224-63-0138
	蔵王町	建設課	建築係	0224-33-2214
	七ヶ宿町	建設課	建設土木係	0224-37-2115
	大河原町	地域整備課	建築係	0224-53-2445
	村田町	建設課	管理班	0224-83-6407
	柴田町	都市建設課	建築住宅班	0224-55-2121
	川崎町	建設水道課	建築係	0224-84-2111
	丸森町	建設課	建築住宅班	0224-72-3032

※ 確認申請先は、**直接**、大河原土木事務所建築班に提出して下さい。

☆☆・・・**建築に携わる皆様へ** **建築のルールを守ろう**・・・☆☆
プレハブ建築物は簡単に組立、解体できるため、建築確認申請手続き不要と誤解され建築資材倉庫等に使用されているケースが見受けられます。屋根や柱、又は屋根と壁があるものは建築物になりますので、建築のルールと定められた建築基準法による建築確認申請を行い、確認されたのち、着工して下さい。
申請しないで建築した場合は、違反建築の是正指導や罰則が科されることがありますのでご注意下さい。

(大河原土木事務所 建築班)